

荒天が予想される場合の教育課程の変更について

令和8年4月2日 学校教育課

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒の安全を最優先にして、天候の状況を鑑み、教育課程を決定する。
- (2) 登校に関しては保護者の判断、下校については校長及び市教委の判断を優先する。

2 大きな変更が必要なケースについて

(1) 前日(災害等が予想される日)の午前中

気象情報から翌日の状況を判断し、風雨等により登下校に大きな影響が予想される場合は市教委が教育課程の変更を早期に決定、全学校に伝え、各校の連絡メールを通じて保護者に周知する。

(2) 当日判断

- ① 午前6時の時点で、我孫子市に気象に関する警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等)または特別警報が発表されている場合は、登校せずに自宅待機とする(4月当初に保護者に周知)。始業時刻の変更や臨時休校等、その後の動きについては、学校から連絡メールで保護者に知らせる。【市教委判断→全校】
- ② 我孫子市に警報はないが、大雨・大雪等のため始業時刻の変更を行う場合は、午前6時30分までに、連絡メールで知らせる。(※家庭判断の場合、遅刻扱いにはしない。)
【中学校区判断】
※天候等の状況により登校しなかった場合は「特別欠席」とし、通常の欠席扱いにはしない。
- ③ 始業後、大雨や大雪等で荒天になった場合、今後の気象状況を判断し、児童生徒の安全を最優先して、授業の打ち切り等の措置をとる場合がある。連絡メールで保護者に知らせる。【市教委判断→全校】

3 上記以外で想定されるケースについて

- ① 上記2ほどではないが、風雨等により登校に影響が予想される場合は、保護者判断を基本とする。
- ② 通学路の実態により、影響が大きいと予想する場合は、校長が登下校の目安時刻を前日に判断し周知する。
- ③ 授業中に荒天になり、下校させられない場合は学校に待機させ、安全確保に務める。児童生徒の保護者への引き渡しが必要な場合もあり得る。

4 保護者への周知方法について

(1) 市全体で統一して変更した場合

- ① 市教委ホームページに登下校時刻等を掲載する。*平日授業時間内に判断した場合のみ
- ② 市内全保護者へ学校を経由し文書配付する。(文書は市教委作成)
- ③ 各学校ホームページに掲載
- ④ 各学校の連絡メールで配信(未登録家庭には電話連絡する)

(2) 各学校もしくは中学校区で判断した場合 各家庭へ文書配付

- ① 各学校ホームページに掲載
- ② 各学校の連絡メールで配信(未登録家庭には電話連絡)

5 留意事項

- (1) 停電等により、電話及びメールが不通になることも想定して、教育課程を決定し、保護者へ周知する。
- (2) 保護者連絡メールへの登録を促すとともに、登録していない家庭への周知方法を確保しておく。
- (3) 職員の天候による通勤への影響も考慮に入れて、教育課程を判断する。
- (4) 児童生徒の登校にあたっては、通学路の安全確認を実施する。
- (5) 荒天が収まった後の停電や登校後に停電になること、給食の可否や防災食も想定しておく。
- (6) 気候変動で荒天が増えており、児童生徒の雨合羽や長靴の準備について、家庭に啓発する。